

令和元年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和 2 年 1 月 28 日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2332〕

① 件 名																									
国民健康保険税における子どもの均等割保険税の減免について																									
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																									
<p>【背景】 国民健康保険税は、所得額に応じて課税される「所得割」、被保険者一人ひとりに課税される「均等割」、世帯ごとに課税される「平等割」のそれぞれが課税されている。 このうち、均等割については、年齢や所得に関係なく、18歳未満の子どもに対しても一律に定額が賦課されることから、子育て世帯の保険税負担が大きなものとなっており、被用者保険との不公平感にも繋がっている。</p> <p>【目的】 本市独自に 18歳未満の子ども均等割の一部を減免することで、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。</p>																									
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																									
<p>【根拠法令】 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 石巻市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 59 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>																									
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																									
<p>令和元年 4 月～ 部内協議 7 月～ 市長協議 12 月 石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問 令和 2 年 1 月 石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申</p>																									
⑤ 主な内容																									
<p>令和 2 年度課税分から、国民健康保険被保険者の 18 歳未満の子ども均等割保険税の 3 割を減免する。（満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。）</p> <p>【本市の国民健康保険税率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療分</th> <th>後期支援金分</th> <th>介護分</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税対象者</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>40 歳～64 歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割（加入者）</td> <td>7.00%</td> <td>2.40%</td> <td>2.00%</td> <td>11.40%</td> </tr> <tr> <td>均等割（加入者）</td> <td>23,500 円</td> <td>5,300 円</td> <td>8,400 円</td> <td>37,200 円</td> </tr> <tr> <td>平等割（世帯）</td> <td>25,700 円</td> <td>5,500 円</td> <td>6,000 円</td> <td>37,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【子どもの均等割保険税の減免】 医療分＋後期支援金分（28,800 円）から 3 割（8,640 円）減免⇒20,160 円 ※実際の保険税額における端数については、世帯の保険税合算時に 100 円未満を切り捨てる。</p>	区分	医療分	後期支援金分	介護分	合計	課税対象者	全て	全て	40 歳～64 歳		所得割（加入者）	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%	均等割（加入者）	23,500 円	5,300 円	8,400 円	37,200 円	平等割（世帯）	25,700 円	5,500 円	6,000 円	37,200 円
区分	医療分	後期支援金分	介護分	合計																					
課税対象者	全て	全て	40 歳～64 歳																						
所得割（加入者）	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%																					
均等割（加入者）	23,500 円	5,300 円	8,400 円	37,200 円																					
平等割（世帯）	25,700 円	5,500 円	6,000 円	37,200 円																					
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																									
<p>【影響・効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりの一助となる。</p> <p>【市財政への負担】 対象者数及び減免額：約 2,300 人、年間約 20,000 千円 （財源：国民健康保険財政調整基金）</p>																									

⑦ 他自治体の政策との比較検討	
全国で26の自治体で子どもに対する独自減免等を実施している。県内では、仙台市のみが本市同様に3割の減免を実施している。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和2年 2月	令和2年第1回定例会に、石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：令和2年4月1日)
3月	石巻市国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正 (施行予定年月日：令和2年4月1日)
4月	減免開始(令和2年度課税分から)
⑨ その他	